

在学生、保護者、教職員、関係者 各位

北里大学保健衛生専門学院
学院長 小幡 文 弥

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「在宅学習」の期間延長について

新型コロナウイルス感染症の首都圏等での急速な拡大を受けて、4月10日（金）にお知らせしたとおり、本学院では集団感染を避けるため、4月11日（土）から4月20日（月）まで、原則として通学による学習を実施せず「在宅学習」に切り替えることといたしました。学生の皆さん、保護者の皆様におかれましては、急な対応にもかかわらずご協力いただきまして感謝申し上げます。在宅学習期間においても学生の皆さん、保護者の皆様、及び教職員の感染予防対策の励行により、4月15日（水）現在、学生の皆さん及び教職員の中から新型コロナウイルス感染が確認されていないことに、重ねて感謝申し上げます。

一方で、①緊急事態宣言後も首都圏等での感染確認が相次いでいること。新潟県内でも件数は少ないものの感染報告が続いていること。②4月14日（火）に新潟県教育委員会が県立学校（主に高等学校）を4月15日（水）から5月6日（水）までの間、臨時休校とする決定をしたこと。一部を除く市町村立の小中学校でも臨時休校の措置が取られていること。③学院では休講の措置でなく「在宅学習」としたことで講義を実施でき、「出席」として取り扱っており、改善の余地はあるものの一定の教育効果が得られていると判断できること。更に、全ての学科、学年でオリエンテーションを実施してセコムメールとGメールで学院と学生の皆さんが繋がり、「在宅学習」を実施していることにより、臨地実習を控えた学事スケジュールを進行できていること等を踏まえ、「在宅学習」の期間を5月6日（水）まで延長することといたしました。

学生の皆さん、保護者の皆様には更なるご負担をお掛けいたしますが、緊急事態宣言下のこれまで経験したことのない日々変化する状況下での判断であることをお汲み取りいただき、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。特に、入学直後の新入生の皆さんや一人暮らしの学生の皆さん、保護者の皆様にはご心配をおかけいたしますが、引き続き、本学院として行える最大限のサポートを実施いたしますので、ご理解とご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 在宅学習について

- ・新型コロナウイルスへの感染リスクを回避するため、**登校せず、在宅で課題を学習**します。
- ・カレンダー上の「休日」には在宅学習の課題は課しません。（追加事項）
- ・学院が作成する時間割に従って、平日は1～4時限の時間帯に学生各自が課題に取り組みます。
- ・原則として時間割は前日の17時までに、課題は当日の朝までにセコムメールまたはGメールで周知します。
- ・動画配信、Moodle、ZOOM等を利用した学習等を推進し、効果的な在宅学習ができるように配慮します。
- ・学生の皆さんは、在宅学習にあたっては、感染予防を十分に意識していただき、体調不良の時は、すぐに学院に連絡してください。

○在宅学習での遵守事項

不要不急の外出自粛、飲食を伴う会合自粛（学生アパートを含む）、密閉・密接・密集の「3つの密」回避、接客を伴うアルバイト自粛、日々の健康管理と毎朝の検温実施（推奨）、手洗い実施の遵守、「距離を空ける」（ソーシャル・ディスタンス）意識の徹底、咳エチケットの遵守、換気の徹底、マスク着用の推奨（自作マスクの利活用）、体調不良の場合は学院へ相談

○北里アパート街での遵守事項

- ・近隣住民の方々、特にご高齢の方の感染リスクに配慮し不要不急の外出は厳に慎んでください。
※不要不急の外出には、食品や生活必需品の買い出し、通院、気分転換のための散歩やジョギングは含まれませんが、その際にも感染予防対策を講じ、「距離を空ける」意識を徹底してください。
- ・学生アパート間の往来（在宅学習を集合して行うなど）についても自粛してください。
- ・不安なこと、困ったことがあったら、学院や大家さんに相談してください。

2 学生サポート体制について

学生の皆さんをサポートするため、これまで以下の対応を随時実施してきました。今後も検討を重ね、本学院として行える最大限のサポートを検討して実施いたします。

- (1) こまめな課題提示や担任からの定期連絡の実施など「学生の皆さんとの繋がり」を意識した対応
- (2) 在宅学習に不安のある学生の皆さんに対する登校での学習対応（要担任への連絡）
- (3) 担任をはじめとした教職員によるメール、電話による相談受付と学習指導
- (4) カウンセラー（臨床心理士）の電話相談によるメンタルサポート（4月21日から実施予定）
- (5) アパート街で暮らす学生の皆さんに対する食品等の買い出し送迎サポート（4月15日から実施）
- (6) 休日の相談受付体制の構築
- (7) 北里アパート組合への協力要請（4月10日に組合長から組合員に「見守り・声掛けの強化」を周知）

3 帰省自粛のお願い

実家を離れ、アパート等から通学する学生の皆さんは、新潟県知事の「緊急事態が宣言された区域への不要不急の往来は、厳に控えていただきますようお願いいたします」とのメッセージや、南魚沼市からの協力要請である「5月6日までの期間は、緊急事態宣言が発令された地域と感染が拡大している地域への不要不急な往来は厳に控えてください」を踏まえ、感染リスクを避けることを念頭に**帰省せず、アパート等で在宅学習を行うよう強く要請**いたします。

今後、緊急事態宣言の対象地域が拡大する可能性もありますが、登校での講義を再開する際に、緊急事態宣言対象地域から戻った学生の皆さんを対象に一定期間、健康観察等を行うことがあります。

（この対応により欠席する場合には教育上の不利益が発生することの無いように配慮いたします）

4 その他

上記の対応は今後の状況によって、内容変更や期間延長の可能性がありますが、その際には可及的速やかに情報を取りまとめて学院ホームページに掲出するとともに、一斉メール等で周知いたしますので、学院からの各種連絡は必ず確認してください。また、今後、在宅学習の実施方法や感染予防対策を検討・実施するうえで、一斉メールを利用したアンケートを実施することがありますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症の撲滅は、学生の皆さん一人ひとりの行動にかかっています。学生の皆さんには医療職に就く学生としての自覚を持っていただき、引き続き感染拡大防止を意識した行動を、切にお願いいたします。